

令和7年11月26日

第 1 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和7年11月26日（水） 午前10時30分

場 所：呉市役所 7階 751～753号室

付議事項

- 議案第 50 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 51 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 52 号 農地法第5条の規定による許可の申請について
- 議案第 53 号 農地法第5条の規定による許可の事業計画変更承認申請について
- 議案第 54 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 非農地証明について
- 第 4 号 非農地判断について

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
6 番 高本 光之	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝	9 番 今井 満
10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 岡本 亮二	13 番 島田 徹幸
14 番 大道 正孝	15 番 竹内 誠	16 番 新田 隆次	17 番 石田 尚則
18 番 神藤 敦美	19 番 北村 正次		

欠席委員

推進委員

荒谷 博司 高畑 保久

事務局

城戸事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野課長補佐 藤並主任 藤岡主事

(午前10時30分)

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和7年第11回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、4番 宮脇委員、6番 高本委員を指名します。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前送付資料はありません。本日配付資料として、議案書と申請農地位置図及び令和7年第11回総会議案現地確認写真そして2026年農業委員手帳です。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、郷原町字榎ヶ河内〇〇〇〇番〇ほか1筆で、地目は田、面積は合計で385㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望のため贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、米を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷委員：3番 谷です。申請地は、譲受人の所有する田に挟まれています。先代の了承を得て譲受人が耕作してきました。最近、娘さんが地元に戻って来られ、権利関係を整理することになり、今回の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、郷原町字久光〇〇〇番〇〇、地目は田、面積は295㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望のため売買するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、にんにくを作付けするものです。譲受人によりますと、写

真の白い建物内でにんにくの植え付け前の準備や収穫したにんにくの保管を行うとのことです。今後乾燥機や冷蔵庫を購入予定で機器の内容が決まり次第、農業用施設の届出を提出する予定です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

荒 谷 委 員：推進委員 荒谷です。申請地は、国道375号黒瀬川沿いの浜田橋を右折し、少し進んだあたりです。申請内容は、事務局の説明のとおりで、きれいに耕作されていました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、広白岳4丁目〇〇〇〇番地の〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,495㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望のため贈与するもので、譲受人は、新たに野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

荒 谷 委 員：推進委員 荒谷です。申請地は、国道185号の仁方トンネル手前を右折したあたりです。3筆で段々畑です。譲受人は、中国ご出身の方ですが、農業の研修を受けられており、別の畑で野菜を栽培しています。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、音戸町渡子1丁目〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、面積は合計1,063㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。申請地は、第2音戸大橋を渡り右側に回ったあたりです。申請人は、従兄弟の間柄です。譲受人は、墓掃除に度々帰省しています。今後、墓掃除に併せて、申請地を耕作されます。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、音戸町田原2丁目〇〇〇〇番ほか14筆、地目は田又は畑、面積は合計で10,619㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、本年7月の総会議案で許可された、〇〇〇〇株式会社が、〇〇〇〇〇〇株式会社との法人組織再編（吸収合併）に伴い、農業部門を承継するため、〇〇〇〇株式会社の創業者親族である〇〇〇〇氏に所有権移転したのち、本年、10月末に〇〇〇〇株式会社と〇〇〇〇〇〇株式会社との法人合併が完結したことにより、〇〇〇〇〇〇株式会社が、農地利用適格法人の適用条件を満たさないことから、〇〇〇〇〇〇株式会社が農業部門を承継するため、〇〇〇〇氏との賃貸借権を設定するものです。なお、この農地は、オリーブを栽培しており、江田島市にあるオリーブファクトリーと関係があります。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。この場所は、先程の申請地から車で5分程の場所にあります。事務局の説明のとおりで、7月に続いての申請です。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、音戸町波多見4丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計456㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難のため贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、オリーブを作付けするもので

す。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。申請地は、大変きれいに管理されていますが、譲渡人ではなく譲受人が耕作されています。引き続き譲受人が耕作されます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：7番の申請地は、音戸町波多見4丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計165㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難のため贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、オリーブを作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。この申請も先程と同様で、譲受人がきれいに管理しています。譲渡人は、こちらに帰る意思もないようです。特に問題はありません。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：8番の申請地は、川尻町森2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は132㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。写真を見てのとおり、きれいに耕作されています。以前から譲受人が耕作されています。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、川尻町久筋1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,561㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、売買するもので、譲受人は、新たに水稲及び野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。写真でお分かりの様に、きれいに管理されています。譲受人が耕作されてきたそうです。問題はありません。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：10番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：10番の申請地は、川尻町久筋3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は986㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、贈与するもので、譲受人は、新たに野菜及び果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は、ウグイスラインの上側にあり見晴らしの良い場所です。果樹が栽培されていました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

- 議 長：11番について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：11番の申請地は、安浦町安登東5丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は87㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は、JR安登駅の南側にあります。草刈りもされており、手入れが行き届いていました。譲受人は、ご近所にお住いの方なので、耕作して頂けると思います。ご審議よろしくをお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は、許可と決定します。
- 議 長：12番と13番について、譲受人と譲渡人が同一のため、一括して事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：12番と13番の申請地は、安浦町安登西7丁目〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、面積は合計で285㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、贈与するもので、譲受人は、新たに野菜を作付けするものです。なお、13番は、譲受人が持分2分の1を所有しており、今回の申請により、譲受人の単独所有となります。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は、川尻町方面から安浦町に入って直ぐ中央ハイツ入り口の下道沿いにあります。現在も譲受人が耕作されており、特に問題はありません。ご審議よろしくをお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は、許可と決定します。
- 議 長：次の14番につきましては、岡本委員の親族の議案となりますので、議事参与の制限を

定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、岡本委員は退席をお願いします。

(岡本委員退席)

14番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：14番の申請地は、豊浜町大字大浜字大林〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積の合計は740㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により貸与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、かんきつを栽培するものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋光委員：11番 秋光です。申請地は、大浜集落の傍にあります。かんきつが耕作されており、問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

(岡本委員着席)

議長：15番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：15番の申請地は、豊浜町大字大浜字射場〇〇〇〇番、地目は田、面積は152㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作が困難なため貸与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、かんきつを栽培するものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋光委員：11番 秋光です。申請地は、先程の園地の少し上になります。耕作もしっかりされていきました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：16番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：16番の申請地は、豊町大長字南安土〇〇〇〇番ほか9筆、地目は畑、面積の合計は4001.23㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に

居住し耕作が困難なため、贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、かんきつを栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：11番 秋光です。申請地を譲受人が借りて耕作しています。一部荒れそうかなと思っていた園も、新たに苗木を植えたそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町先奥〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は136㎡の第2種農地です。転用の目的は、倉庫及び駐車場用地として利用するものです。規模等は、倉庫1棟、駐車場1区画として整備をするものですが、昭和54年頃から現在まで倉庫1棟と駐車場1区画として使用しています。本申請は農地法による転用の手続きを理解しておらず、手続きが遅れたため、始末書添付による申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は、音戸市民センターから東回りで10分ほどの場所にあります。写真を見てお分かりの様に、既に車庫・倉庫となっております。事務局説明であったように昭和54年以前は、先代が野菜を栽培していました。その後、現在の状況となりました。仕方ないかなと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、蒲刈町大浦字呉田〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は470㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場及び駐車場として利用するものです。規模等は、建設資材置場としてプレハブ倉庫とユニットハウスを設置し、大型車両駐車場4区画を整備する計画です。しかしながら、写真でお分かりのように、既に資材置場及び車庫として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高畑委員：推進委員 高畑です。申請地は、大浦集落中心部の県道沿いにあります。事務局説明のとおりです。周りも不耕作なので、許可で良いと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

水場委員：8番 水場です。本件は、始末書添付の申請です。現状が明らかに農地では無い場合は、資産税（課税）がどの様になっているのか確認を取る必要があると思います。

議長：その他ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番ついて事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、安浦町赤向坂字新小屋尻〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で2,066㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル168枚、発電容量49.5kwを設置する計画で、全量自家発電となるため事業計画書の提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域は除外済です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地は、安浦町から上黒瀬へ向う道中、国際ゴルフ場の近くです。この地域で太陽光発電設備の申請は、初めてだと思います。写真の左側は田んぼが広がっており、全て耕作されています。遂にこの地域にも太陽光発電が入って来たなと感じます。左手に水路があるので、排水の心配はありません。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
議 場：なし
議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。
議 場：異議なし。
議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第53号「農地法第5条の規定による許可の事業計画変更承認申請について」を議題とします。1番ついて事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、栃原町字西谷〇〇〇番地の〇、地目は田、面積は922㎡の第2種農地です。この農地は、当初駐車場用地に転用の申請を行い、令和元年11月29日に許可されましたが、別の場所に利便性の高い駐車場が見つかりました。この転用目的が不要になり、この度転用の目的を広場として利用したいとして、変更の承認申請が出されたものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。当初は、駐車場としての申請でしたが、コロナウイルス感染などの事情もあり、駐車場としての利用を断念しました。しかし、この地域に公園がないので、皆さんが集える広場へと計画変更しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
議 場：なし
議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。
議 場：異議なし。
議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に議案第54号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となります。1番の申請地は、広三芦1丁

目〇〇〇〇番ほか4筆，地目は田，面積は合計で647㎡の第2種農地です。平成25年3月6日に相続により農地を取得したもので，畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

荒 谷 委 員：推進委員 荒谷です。申請地は，広の三芦野第2公園近くにあり，上下2段となっています。園内には，柿・栗・かんきつが植えられていました。野菜は，収穫済みで残渣の処分・雑草防止のマルチを張るなどの管理が施されていました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，承認と決定いたします。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について，この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので，報告事項第1号の農地法第4条の規定による届出が3件，報告事項第2号の農地法第5条の規定による届出が1件ございましたので，報告します。最後に，この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので，報告事項第3号の非農地証明申請について8件を証明し，報告事項第4号の非農地判断について114件を通知しましたので報告します。

議 長：報告事項について，ご質疑ありませんか。

議 場：質疑・意見なし。

議 長：その他，何か説明事項などありませんか。

事 務 局：農地台帳システム変更に伴う12月総会資料の当日配付について説明

議 長：今までをとおして，何かご意見・質問ありますか。

神 藤 委 員：18番 神藤です。今月の総会から議案様式が変わったようです。以前まであった申請者の年齢の記載が無くなりました。追記することは，出来ませんか。

事 務 局：台帳管理システムの変更に伴い，調査員の氏名や申請者の職業及び年齢情報が表示されない様式になっています。ただし，現地調査時の資料は，従前どおりなので，申請者情報は確認できます。

高本委員：6番 高本です。議案に記載が無いのであれば、事務局の説明か調査委員の補足説明に加えてはどうか。

議 長：その他ご意見・質問ありますか。

議 場：質疑・意見なし。

議 長：今月出席した会議について報告します。11月13日は、ここにも参加された方もおられます、広島市で開催されました南部ブロック研修会に出席しました。11月18日は、広島市で広島県農業会議の常設審議会が開催され出席しました。また、明日から全国農業委員会会長大会の出席と国会議員への陳情を行う予定です。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和7年第12回総会は、12月25日 木曜日 午後3時 から
場所は、呉市役所 7階 751から754号室です。

議 長：以上で令和7年第11回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午前11時15分)

以上は、令和7年第11回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 7 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員